

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
新:表紙 旧:表紙	<p data-bbox="557 625 1145 695">補修工事共通仕様書</p> <p data-bbox="691 995 1012 1052">平成 <u>30</u> 年 <u>7</u> 月</p>  <p data-bbox="736 1455 1139 1549">ひと・まち・暮らしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1798 625 2386 695">補修工事共通仕様書</p> <p data-bbox="1917 995 2261 1052">平成 <del>29</del> 年 <del>2</del> 月</p>  <p data-bbox="1976 1455 2380 1549">ひと・まち・暮らしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2724 176 2778 205"><u>変更</u></p>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：補修工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	
	<b>第1節 一般事項</b>	<b>第1節 一般事項</b>	
			(略)
新:9 旧:9	<b>1. 1. 5 日数の解釈</b> 契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、 <u>土曜日</u> 、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	<b>1. 1. 5 日数の解釈</b> 契約書類において使用する契約工期、指示工期及びその他の日数は、補修契約書第1条第10項によるものとし、すべて暦日で示され、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。	<a href="#">変更</a>
新:9 旧:9	<b>1. 1. 6 遵守すべき法令等</b> 1 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 <u>(1)会計法(平成18年6月改正 法律第53号)</u> <u>(2)建設業法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(3)下請代金支払遅延等防止法(平成21年6月改正 法律第51号)</u> <u>(4)労働基準法(平成27年5月改正 法律第31号)</u> <u>(5)労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)</u> <u>(6)作業環境測定法(平成26年6月改正 法律第82号)</u> <u>(7)じん肺法(平成26年6月改正 法律第82号)</u> <u>(8)雇用保険法(平成28年6月改正 法律第63号)</u> <u>(9)労働者災害補償保険法(平成27年5月改正 法律第17号)</u> <u>(10)健康保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</u> <u>(11)中小企業退職金共済法(平成28年6月改正 法律第66号)</u> <u>(12)建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成28年5月改正 法律第47号)</u> <u>(13)出入国管理及び難民認定法(平成28年11月改正 法律第89号)</u> <u>(14)道路法(平成28年3月改正 法律第19号)</u> <u>(15)道路交通法(平成27年9月改正 法律第76号)</u> <u>(16)道路運送法(平成28年12月改正 法律第106号)</u> <u>(17)道路運送車両法(平成28年11月改正 法律第86号)</u> <u>(18)砂防法(平成25年11月改正 法律第76号)</u> <u>(19)地すべり等防止法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(20)河川法(平成27年5月改正 法律第22号)</u> <u>(21)海岸法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(22)港湾法(平成28年5月改正 法律第45号)</u> <u>(23)港則法(平成28年5月改正 法律第42号)</u> <u>(24)漁港漁場整備法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(25)下水道法(平成27年5月改正 法律第22号)</u> <u>(26)航空法(平成28年5月改正 法律第51号)</u> <u>(27)公有水面埋立法(平成26年6月改正 法律第51号)</u> <u>(28)軌道法(平成18年3月改正 法律第19号)</u> <u>(29)森林法(平成28年5月改正 法律第47号)</u> <u>(30)環境基本法(平成26年5月改正 法律第46号)</u> <u>(31)火薬類取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</u> <u>(32)大気汚染防止法(平成27年6月改正 法律第41号)</u> <u>(33)騒音規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</u> <u>(34)水質汚濁防止法(平成28年5月改正 法律第47号)</u> <u>(35)湖沼水質保全特別措置法(平成26年6月改正 法律第72号)</u> <u>(36)振動規制法(平成26年6月改正 法律第72号)</u> <u>(37)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成27年7月改正 法律第58号)</u> <u>(38)文化財保護法(平成26年6月改正 法律第69号)</u> <u>(39)砂利採取法(平成27年6月改正 法律第50号)</u> <u>(40)電気事業法(平成28年6月改正 法律第59号)</u>	<b>1. 1. 6 遵守すべき法令等</b> 1 受注者は、当該補修工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 <del>(1) 建設業法</del> <del>—(昭和24年 法律第100号)—</del> <del>(2) 下請代金支払遅延等防止法</del> <del>—(昭和31年 法律第120号)—</del> <del>(3) 労働基準法</del> <del>—(昭和22年 法律第49号)—</del> <del>(4) 労働安全衛生法</del> <del>—(昭和47年 法律第57号)—</del> <del>(5) 職業安定法</del> <del>—(昭和22年 法律第141号)—</del> <del>(6) 作業環境測定法</del> <del>—(昭和50年 法律第28号)—</del> <del>(7) じん肺法</del> <del>—(昭和35年 法律第30号)—</del> <del>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</del> <del>—(昭和51年 法律第33号)—</del> <del>(9) 出入国管理及び難民認定法</del> <del>—(平成3年 法律第94号)—</del> <del>(10) 道路法</del> <del>—(昭和27年 法律第180号)—</del> <del>(11) 道路交通法</del> <del>—(昭和35年 法律第105号)—</del> <del>(12) 道路運送法</del> <del>—(昭和26年 法律第183号)—</del> <del>(13) 道路運送車両法</del> <del>—(昭和26年 法律第185号)—</del> <del>(14) 砂防法</del> <del>—(明治30年 法律第29号)—</del> <del>(15) 地すべり等防止法</del> <del>—(昭和33年 法律第30号)—</del> <del>(16) 河川法</del> <del>—(昭和39年 法律第167号)—</del> <del>(17) 海岸法</del> <del>—(昭和31年 法律第101号)—</del> <del>(18) 港湾法</del> <del>—(昭和25年 法律第218号)—</del> <del>(19) 港則法</del> <del>—(昭和23年 法律第174号)—</del> <del>(20) 漁港漁場整備法</del> <del>—(昭和25年 法律第137号)—</del> <del>(21) 下水道法</del> <del>—(昭和33年 法律第79号)—</del> <del>(22) 航空法</del> <del>—(昭和27年 法律第231号)—</del> <del>(23) 公有水面埋立法</del> <del>—(大正10年 法律第57号)—</del> <del>(24) 軌道法</del> <del>—(大正10年 法律第76号)—</del> <del>(25) 森林法</del> <del>—(昭和26年 法律第249号)—</del> <del>(26) 環境基本法</del> <del>—(平成5年 法律第91号)—</del> <del>(27) 火薬類取締法</del> <del>—(昭和25年 法律第149号)—</del> <del>(28) 大気汚染防止法</del> <del>—(昭和43年 法律第97号)—</del> <del>(29) 騒音規制法</del> <del>—(昭和43年 法律第98号)—</del> <del>(30) 水質汚濁防止法</del> <del>—(昭和45年 法律第138号)—</del> <del>(31) 湖沼水質保全特別措置法</del> <del>—(昭和59年 法律第61号)—</del> <del>(32) 振動規制法</del> <del>—(昭和51年 法律第64号)—</del> <del>(33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</del> <del>—(昭和45年 法律第137号)—</del> <del>(34) 資源の有効な利用の促進に関する法律</del> <del>—(平成3年 法律第48号)—</del> <del>(35) 文化財保護法</del> <del>—(昭和25年 法律第214号)—</del> <del>(36) 砂利採取法</del> <del>—(昭和43年 法律第74号)—</del> <del>(37) 電気事業法</del> <del>—(昭和39年 法律第170号)—</del> <del>(38) 消防法</del> <del>—(昭和23年 法律第186号)—</del> <del>(39) 測量法</del> <del>—(昭和24年 法律第188号)—</del> <del>(40) 建築基準法</del> <del>—(昭和25年 法律第201号)—</del>	<a href="#">変更</a>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：補修工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>(41)消防法(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(42)測量法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(43)建築基準法(平成28年6月改正 法律第72号)</p> <p>(44)都市公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(45)建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成26年6月改正 法律第55号)</p> <p>(46)土壤汚染対策法(平成26年6月改正 法律第51号)</p> <p>(47)駐車場法(平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(48)海上交通安全法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(49)海上衝突予防法(平成15年6月改正 法律第63号)</p> <p>(50)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(平成26年6月改正 法律第73号)</p> <p>(51)船員法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(52)船舶職員及び小型船舶操縦者法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(53)船舶安全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(54)自然環境保全法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(55)自然公園法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(56)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(57)国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正 法律第66号)</p> <p>(58)河川法施行法 抄(平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(59)技術士法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(60)漁業法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(61)空港法(平成25年11月改正 法律第76号)</p> <p>(62)計量法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(63)厚生年金保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(64)航路標識法(平成28年5月改正 法律第42号)</p> <p>(65)資源の有効な利用の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(66)最低賃金法(平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67)職業安定法(平成28年5月改正 法律第47号)</p> <p>(68)所得税法(平成28年11月改正 法律第89号)</p> <p>(69)水産資源保護法(平成27年9月改正 法律第70号)</p> <p>(70)船員保険法(平成28年12月改正 法律第114号)</p> <p>(71)著作権法(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(72)電波法(平成27年5月改正 法律第26号)</p> <p>(73)土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(平成27年6月改正 法律第40号)</p> <p>(74)労働保険の保険料の徴収等に関する法律(平成28年3月改正 法律第17号)</p> <p>(75)農薬取締法(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(76)毒物及び劇物取締法(平成27年6月改正 法律第50号)</p> <p>(77)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月法律第50号)</p> <p>(78)公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成26年6月法律第56号)</p> <p>(79)警備業法(平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80)個人情報の保護に関する法律(平成28年5月改正 法律第51号)</p> <p>(81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(82)車両制限令(平成26年5月改正 政令第187号)</p> <p>(83)道路交通法施行令(平成28年7月改正 政令第258号)</p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。</p>	<p>(41) 雇用保険法 <del>—(昭和49年 法律第116号)—</del></p> <p>(42) 労働者災害補償保険法 <del>—(昭和22年 法律第50号)—</del></p> <p>(43) 健康保険法 <del>—(昭和11年 法律第70号)—</del></p> <p>(44) 中小企業退職金共済法 <del>—(昭和34年 法律第160号)—</del></p> <p>(45) 海上運送法 <del>—(昭和24年 法律第187号)—</del></p> <p>(46) 海上交通安全法 <del>—(昭和47年 法律第115号)—</del></p> <p>(47) 海上衝突予防法 <del>—(昭和52年 法律第62号)—</del></p> <p>(48) 酸素欠乏症等防止規制 <del>—(昭和47年 労働省令42号)—</del></p> <p>(49) 都市公園法 <del>—(昭和31年 法律第79号)—</del></p> <p>(50) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <del>—(平成12年 法律第104号)—</del></p> <p>(51) 駐車場法 <del>—(昭和32年 法律第106号)—</del></p> <p>(52) 個人情報保護に関する法律 <del>—(平成15年 法律第57号)—</del></p> <p>(53) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 <del>—(平成17年 法律第18号)—</del></p> <p>(54) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 <del>—(平成12年 法律第127号)—</del></p> <p>(55) 騒音障害防止のためのガイドライン <del>—(平成4年10月)—</del></p> <p>(56) 手すり先行工法に関するガイドライン <del>—(平成21年4月)—</del></p> <p>(57) 警備業法 <del>—(昭和47年 法律第117号)—</del></p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 <del>—(平成12年 法律第100号)—</del></p> <p>2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3 受注者は、当該補修工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に<b>通知</b>し、その<b>確認を請求</b>しなければならない。</p>	<p>(略)</p>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
新:14 旧:13	<p><b>1. 1. 13 補修工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の競争参加資格者である場合には、競争参加停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	<p><b>1. 1. 13 補修工事の下請負</b></p> <p>受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 受注者が、補修工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が当社の<b>工事指名</b>競争参加資格者である場合には、競争参加<b>資格</b>の停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負補修工事の施工能力を有すること。</p>	削除
新:14 旧:13	<p><b>1. 1. 14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、工事着手までに、施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名</u></p> <p>(3) <u>監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真</u></p> <p>(4) <u>一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期</u></p> <p>3 第1項の受注者は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、<u>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>4 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。<u>名札は図-1.1を標準とする。</u></p> <div data-bbox="638 924 1121 1165" style="text-align: center;"> </div> <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 [注2] 所属会社の社印とする。</p> <p style="text-align: center;">図-1.1 名札の標準図</p> <p>5 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど<b>速</b>やかに提出しなければならない。</p>	<p><b>1. 1. 14 施工体制台帳等</b></p> <p>1 受注者は、<del>補修</del>工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令<del>および「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号)</del>に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、<del>「施工体制台帳等通知書」</del>を提出しなければならない。</p> <p>2 第1項の受注者は、国土交通省令<b>及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月13日付け国官技第70号、国営技第30号)</b>に従って各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び元請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p> <p>4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど<b>速</b>やかに<b>提出</b>しなければならない。</p>	変更
新:15 旧:14	<p><b>1. 1. 15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、<b>指示</b>又は<b>協議</b>において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を<b>通知</b>するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知</b>の請求</p> <p>ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく<b>通知</b>の受理</p> <p>ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき<b>受注者</b>に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p>	<p><b>1. 1. 15 監督職員の権限及びその行使</b></p> <p>1 総括監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修契約書第7条第2項に規定する権限を有する。</p> <p>(2) 総括監督員は、決定、<b>指示</b>又は<b>協議</b>において、当社の判断を行う者である。</p> <p>(3) 総括監督員は、第三者に現場監督を委任する事ができる。この場合においては、受注者に第三者の氏名と権限を<b>通知</b>するものとする。現場監督を委任した第三者を変更したときも同様とする。</p> <p>(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げるほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第2条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第6条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知</b>の請求</p> <p>ハ 補修契約書第8条第1項の規定に基づく<b>通知</b>の受理</p> <p>ニ 補修契約書第9条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ホ 補修契約書第13条第1項から第6項及び第9項から第10項の規定に基づき行う貸与品の取扱い</p> <p>ヘ 補修契約書第14条第4項の規定に基づき<b>乙</b>に代わって行う物件の処分又は補修基地の修復若しくは取片付け</p>	変更

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>ト 補修契約書第 14 条第 5 項の規定に基づく<b>受注者</b>のとりべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第 16 条第 3 項の規定に基づく調査結果の<b>通知</b></p> <p>リ 補修契約書第 18 条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の<b>通知</b></p> <p>ヌ 補修契約書第 21 条第 2 項の規定に基づく指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>ル 補修契約書第 22 条第 2 項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>ヲ 補修契約書第 23 条第 3 項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>リ 補修契約書第 27 条第 1 項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領</p> <p>カ 補修契約書第 27 条第 2 項の規定に基づく不可抗力による損害の状況<b>確認</b>及び結果の<b>通知</b></p> <p>コ 補修契約書第 36 条第 1 項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示、承諾</b>又は<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p>(3) 主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会いの上施工すると指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時<b>立会</b>、又は他の担当監督員に命じて立ち合わせることができる。</p> <p>(4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第 6 条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知</b>の請求</p> <p>ハ 補修契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる<b>立会</b></p> <p>リ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる<b>請求</b></p> <p>ヌ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第 13 条第 2 項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第 16 条第 2 項に掲げる調査</p> <p>リ 補修契約書第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う契約書類に定める検査及び<b>立会（確認を含む）</b>を行うことができる。</p> <p>(3) 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき補修工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる<b>立会</b></p> <p>ニ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる<b>請求</b></p> <p>ホ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p>	<p>ト 補修契約書第 14 条第 5 項の規定に基づく<del>受注者</del>のとりべき措置の期限、方法等の決定</p> <p>チ 補修契約書第 16 条第 3 項の規定に基づく調査結果の<b>通知</b></p> <p>リ 補修契約書第 18 条の規定に基づく補修工事の全部又は一部の施工の一時中止の<b>通知</b></p> <p>ヌ 補修契約書第 21 条第 2 項の規定に基づく指示工期変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>ル 補修契約書第 22 条第 2 項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>ヲ 補修契約書第 23 条第 3 項の規定に基づく契約単価の変更の発注者と受注者の協議開始日の<b>通知</b></p> <p>リ 補修契約書第 27 条第 1 項の規定に基づく不可抗力による損害の報告受領</p> <p>カ 補修契約書第 27 条第 2 項の規定に基づく不可抗力による損害の状況<b>確認</b>及び結果の<b>通知</b></p> <p>コ 補修契約書第 36 条第 1 項の規定に基づく破壊検査</p> <p>2 主任監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため主任監督員を定めるものとする。主任監督員は、総括監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 主任監督員は、契約書類の定めるところにより、現場代理人等に<b>指示、承諾</b>又は<b>協議</b>を行うことができる。</p> <p>(3) 主任監督員は、契約書類において現場監督員の立会いの上施工すると指定された補修工事のほか、主任監督員が必要と認める補修工事についても随時<b>立会</b>、又は他の担当監督員に命じて立ち合わせることができる。</p> <p>(4) 主任監督員の有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 2 条の規定に基づく関連工事の調整</p> <p>ロ 補修契約書第 6 条の規定に基づく受任者又は下請負人の<b>通知</b>の請求</p> <p>ハ 補修契約書第 7 条第 2 項に掲げる権限</p> <p>ニ 補修契約書第 7 条第 4 項に掲げる行為</p> <p>ホ 補修契約書第 7 条第 5 項に掲げる受領行為</p> <p>ヘ 補修契約書第 9 条の規定に基づく履行報告の受理</p> <p>ト 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>チ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる<b>立会</b></p> <p>リ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる<b>請求</b></p> <p>ヌ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ル 補修契約書第 13 条第 2 項に掲げる検査</p> <p>ヲ 補修契約書第 16 条第 2 項に掲げる調査</p> <p>リ 補修契約書第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に掲げる権限</p> <p>3 担当監督員</p> <p>(1) 総括監督員は、補修工事の施工についての監督のため担当監督員を定めるものとする。担当監督員は、総括監督員又は主任監督員の権限及び行為とされる事項のうち、総括監督員が必要と認めた権限を有するものとする。</p> <p>(2) 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき行う契約書類に定める検査及び<b>立会（確認を含む）</b>を行うことができる。</p> <p>(3) 担当監督員は、主任監督員の<b>指示</b>に基づき補修工事現場において、出来形、品質、規格、数量等について必要な<b>指示</b>を行うことができる。</p> <p>(4) 担当監督員の権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、主任監督員の権限と行為とされる事項のうち、次の各号に掲げるものを主任監督員の<b>指示</b>に基づき行うものとする。</p> <p>イ 補修契約書第 7 条第 2 項第 2 号に掲げる権限</p> <p>ロ 補修契約書第 11 条第 2 項に掲げる工事材料の検査等</p> <p>ハ 補修契約書第 12 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項に掲げる<b>立会</b></p> <p>ニ 補修契約書第 12 条第 4 項に掲げる<b>請求</b></p> <p>ホ 補修契約書第 12 条第 6 項に掲げる行為</p> <p>ヘ その他主任監督員が必要と認める事項</p> <p>4 施行管理員</p> <p>総括監督員は、担当監督員を補助させるために施行管理員を定め、前項(2)から(4)に規定する担当監督員の行為を行使させることができるものとする。</p>	

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>を行ったときは、受注者は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>の日から 7 日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において<b>確認</b>されなければならない。</p>	<p>5 監督職員は、その権限を行使するときは、「工事打合せ簿」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により、受注者に対して口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>を行ったときは、受注者は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>に従わなければならない。</p> <p>6 前項の口頭による<b>指示</b>又は<b>承諾</b>は、当該<b>指示</b>又は<b>承諾</b>の日から 7 日以内に、「工事打合せ簿」により、監督職員と受注者の間において<b>確認</b>されなければならない。</p>	
<p>新:17 旧:16</p>	<p><b>1. 1. 16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 1 4 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に技術資料を<b>提出</b>した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。        なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。        ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。        (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合        (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合        (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定にあつては、次に掲げる者を選定しなければならない。        なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。        (1) 現場代理人        建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は、原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。        (2) 主任技術者        イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、土木施工管理（一級・二級）又は建設機械施工（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理（一級）又は建設機械施工（一級）に関する検定種目に合格した者        ロ 技術士[建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木若しくは林業）若しくは環境部門（自然環境保全）]の資格保有者。ただし、平成 13 年度以降の技術士合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。        ハ 技術士[総合技術監理部門（上記ロの部門に該当する選択科目）]の資格保有者        (3) 監理技術者        建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者        (4) 専門技術者</p>	<p><b>1. 1. 16 現場代理人及び主任技術者等</b></p> <p>1 受注者は、現場代理人、専任の主任技術者（以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、専門技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、専任の元方安全衛生管理者（以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、契約締結後 14 日以内に、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 1 4 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3 補修契約書第 8 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 第 6 項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者直接かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</p> <p>4 受注者は、入札前に<del>一般競争における競争参加資格確認資料等</del>の技術資料を<b>提出</b>した工事にあつては現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。        なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を<b>提出</b>し、総括監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。        ここでの特殊な事情とは、次に掲げる場合とし、(2)、(3)の交代の時期は、工事の継続性、品質確保等に支障が生じないようにしなければならない。        (1) 病気、死亡、退職、出産、育児、介護等、やむを得ない場合        (2) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合        (3) 契約工期が多年に及ぶ場合</p> <p>5 受注者は、第 1 項の現場代理人等を変更した場合は、変更後 14 日以内に「変更選定通知書」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6 受注者は、第 1 項の現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の選定にあつては、次に掲げる者を選定しなければならない。        なお、監理技術者の選定において、建設業法第 26 条第 2 項の指定建設業は、土木工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業とする。        (1) 現場代理人        建設業法第 19 条の 2 に規定する者。なお、その者は、原則として、他の工事との兼任を認めないものとする。        (2) 主任技術者        イ 建設業法第 27 条及び建設業法施行令第 27 条の 3 の規定による技術検定のうち、土木施工管理（一級・二級）又は建設機械施工（一級・二級）に関する検定種目に合格した者。ただし、大規模工事のときは、土木施工管理（一級）又は建設機械施工（一級）に関する検定種目に合格した者        ロ 技術士[建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木若しくは林業）若しくは環境部門（自然環境保全）]の資格保有者。ただし、平成 13 年度以降の技術士合格者にあつては、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者。        ハ 技術士[総合技術監理部門（上記ロの部門に該当する選択科目）]の資格保有者        (3) 監理技術者        建設業法第 26 条第 2 項に規定する技術者</p>	<p>削除</p>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。また、必ず、監督職員から<b>提示</b>を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	<p>(4) 専門技術者 建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者</p> <p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を携帯しなければならない。また、必ず、監督職員から<b>提示</b>を求められたときは、これに従わなければならない。</p> <p>8 受注者は、第 1 項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第 2 項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定しなければならない。</p> <p>(1) 総括安全衛生監理者 受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者</p> <p>(2) 統括安全衛生責任者 労働安全衛生法第 15 条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)</p> <p>(3) 元方安全衛生管理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p> <p>(4) 元方安全衛生管理代理者 労働安全衛生法第 15 条の 2 に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者</p>	
			(略)
<p>新:21 旧:20</p>	<p><b>1. 1. 26 補修工事の中止</b></p> <p>1 総括監督員は、補修契約書第 18 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって<b>通知</b>した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、<b>受注者</b>、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の<b>指示</b>に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と<b>協議</b>の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p><b>1. 1. 26 補修工事の中止</b></p> <p>1 総括監督員は、補修契約書第 18 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって<b>通知</b>した上で、必要とする期間、補修工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p> <p>(1) 関連する他の工事の進捗が遅れたため補修工事の続行を不相当と認めた場合。</p> <p>(2) 補修工事着手後、環境問題等の発生により補修工事の続行が不相当又は不可能となった場合。</p> <p>(3) 第三者、<b>請負者</b>、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認める場合。</p> <p>(4) 天候条件の変化により、作業が不相当な場合。</p> <p>(5) 交通渋滞が激しく、作業の続行が困難な場合。</p> <p>(6) 受注者が契約書類に違反した場合又は監督職員の<b>指示</b>に従わない場合。</p> <p>2 受注者は、補修工事中止期間において、補修工事の出来形部分、補修工事現場に搬入した工事材料、工事仮設物、補修工事に必要な機械器具等工事現場に存在するすべてのものについて、監督職員と<b>協議</b>の上、その補修工事の維持保全に努めるとともに、補修工事の続行に備えて必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 工事の一時中止については「工事一時中止ガイドライン(首都高速道路株式会社)」を遵守して行うものとする。</p>	<p><b>変更</b></p>
			(略)
<p>新:22 旧:21</p>	<p><b>1. 1. 29 補修工事の完成</b></p> <p>1 受注者は、<b>施工指示書</b>に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) <b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について<b>設計図書</b>に特別に定められている場合又は監督職員が<b>指示</b>する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ <b>施工指示書</b>(写し)</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p>	<p><b>1. 1. 29 補修工事の完成</b></p> <p>1 受注者は、<b>施工指示書</b>に係る補修工事が完成したときは、補修契約書第 28 条第 1 項の規定に基づき、直ちに「維持補修工事完成届」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 補修工事の完成日とは補修工事が完成した日をいい、補修工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) <b>施工指示書</b>により<b>指示</b>された補修工事が完成していること。</p> <p>(2) 補修契約書第 15 条第 1 項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了していること。ただし、次に掲げる書類等について<b>設計図書</b>に特別に定められている場合又は監督職員が<b>指示</b>する場合は、その定めに従わなければならない。</p> <p>イ <b>施工指示書</b>(写し)</p> <p>ロ 維持補修工事書</p> <p>ハ 維持補修工事完成届</p> <p>ニ 施工計画書及び作業計画書</p>	<p><b>変更</b></p>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：補修工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>ホ 実施工程表            ヘ 工事打合せ簿            ト 工事週報等            チ 材料検査に関する書類            リ 貸与品に関する書類            ス 図面及び出来形図表            ル 現場検査カード            フ 工事写真            リ 材料計算書            カ <u>「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」(首都高速道路株式会社 平成22年7月制定)に基づき作成した管理カード</u>            ヨ 工事完了明細報告書            タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。        なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。  <math display="block">\text{遅延日数} = (\text{補修工事完成届受領日} - \text{指示工期末日}) + (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日})</math></p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき、監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。工事完了明細報告書は、電子納品等運用ガイドラインの対象外とする。</p> <p>5 <u>受注者</u>は、1.7.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	<p>ホ 実施工程表            ヘ 工事打合せ簿            ト 工事週報等            チ 材料検査に関する書類            リ 貸与品に関する書類            ス 図面及び出来形図表            ル 現場検査カード            フ 工事写真            リ 材料計算書            カ <u>管理カード</u>            ヨ 工事完了明細報告書            タ その他検査に必要な書類、記録等</p> <p>3 補修契約書第32条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。        なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ補修契約書第28条第2項及び第6項に規定するものをいう。  <math display="block">\text{遅延日数} = (\text{補修工事完成届受領日} - \text{指示工期末日}) + (\text{修補完了通知書受領日} - \text{不合格の通知日})</math></p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは、当社制定の「工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)」に基づき、監督職員から提出された工事完了明細報告書に記入し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員から指示を行うものとする。工事完了明細報告書は、電子納品等運用ガイドラインの対象外とする。</p> <p>5 <u>請負者</u>は、1.7.2に掲げるしゅん功検査を受検し合格した場合は、「引渡書」とともに工事目的物を引渡すものとする。</p>	
			(略)
新:25 旧:24	<p><b>1. 1. 38 コリンズ (CORINS) への登録</b>        受注者は、受注時<del>また</del>は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、<u>工事実績情報サービス(コリンズ)</u>に基づき、受注・変更・完成・訂正時に<u>工事実績情報として</u>「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、<u>土曜日、日曜日、祝日等を除き</u>10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。  <u>登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</u>  <u>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u>  <u>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを直ちに提出しなければならない。</u>なお、変更時と<u>工事完成時</u>の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>	<p><b>1. 1. 38 工事実績データの作成及び登録</b>        受注者は、受注時<del>又</del>は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、<u>工事実績情報システム(CORINS)</u>に基づき、受注・変更・完成・訂正時に<u>工事実績データ</u>を作成し、「登録のための確認のお願い」にて監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時<del>に</del>は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。<del>また、登録機関への実績登録が完了した際には、</del>「登録内容確認書」を直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	変更
新:26 旧:24	<p><b>1. 1. 39 建設副産物</b>        1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。        2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。        3 <u>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p>	<p><b>1. 1. 39 建設副産物</b>        1 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達 平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について、(建設大臣官房技術審議官通達 平成3年10月25日)、建設汚泥の再生利用に関するリサイクルガイドライン(国土交通省事務次官通達 平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。        2 受注者は、建設副産物が搬出される補修工事にあたっては、建設発生土は搬出伝票、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されているか確認しなければならない。また、監督職員が必要と認め指示したときは、閲覧に供しなければならない。</p>	変更

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容				
	<p>4 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表-1.1)の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-1.1 一定規模以上の工事</p>						
新:26	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">再生資源利用計画(実施書)の作成</th> <th style="width: 50%;">再生資源利用促進計画(実施書)の作成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m<sup>3</sup>以上 2. 砕石……………500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物… 200t 以上</td> <td>次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m<sup>3</sup>以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t 以上 建設汚泥 建設混合廃棄物</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成	次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 砕石……………500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物… 200t 以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t 以上 建設汚泥 建設混合廃棄物		追加
再生資源利用計画(実施書)の作成	再生資源利用促進計画(実施書)の作成						
次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 砕石……………500t 以上 3. 加熱アスファルト混合物… 200t 以上	次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊 建設発生木材合計 200t 以上 建設汚泥 建設混合廃棄物						
新:26	<p>7 受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。また、補修工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。なお、建設廃棄物のうち、産業廃棄物については電子マニフェストを使用している場合、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの電子媒体提供サービスにより提供された電子媒体を提出することにより「建設廃棄物処理実施書」の提出に代えることができる。</p> <p>8 受注者は、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	<p>3 <del>受注者は、建設廃棄物の処理にあたっては、補修工事着手に先立ち、建設廃棄物処理計画を作成し、1.4.3で規定する補修工事施工計画書に記載しなければならない。また、補修工事完成後、速やかに建設廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</del></p> <p>4 受注者は、建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第10条に基づき当社が都道府県知事等に届け出る内容について、同法第12条に基づき書面を作成し、1.4.3で規定する施工計画書に記載のうえ、説明しなければならない。</p>	追加				
新:27 旧:25	<p><b>1. 1. 40 過積載等の防止</b></p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工事用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」及び「車両制限令」に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、「車両制限令」第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、「道路法」第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、「道路交通法施行令」第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときには、「道路交通法」第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>3 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</li> <li>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</li> <li>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</li> <li>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</li> <li>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</li> <li>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</li> <li>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運</li> </ol>	<p><b>1. 1. 40 過積載等の防止</b></p> <p>1 受注者は、ダンプカー等大型貨物自動車による土砂、大型の補修工事用資材及び機械などの運搬を伴う補修工事については、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止等に関する特別措置法(昭和42年法律第131号)及び車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づき、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の設置場所その他交通安全対策上必要な事項について、施工計画書に記載しなければならない。なお、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて補修工事用資材及び機械等を運搬する場合は、道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2の許可を受けるものとする。</p> <p>2 受注者は、土砂、資材等の運搬にあたっては、ダンプカー等大型貨物自動車の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の各号を遵守しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法に定める表示番号等を表示した車両を使用し、産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。</li> <li>(2) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。</li> <li>(3) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</li> <li>(4) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。</li> <li>(5) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。</li> <li>(6) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。</li> <li>(7) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</li> <li>(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進す</li> </ol>	変更				

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。</p> <p>(8) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	<p>ること。</p> <p>(9) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p> <p>(10) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。</p>	
<p>新:28 旧:26</p>	<p><b>1. 1. 41 特許権等</b></p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に<b>報告</b>するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と<b>協議</b>するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が「著作権法」第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p><b>1. 1. 41 特許権等</b></p> <p>1 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。受注者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法又は施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督職員に<b>報告</b>するとともに、これを保全するための必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と<b>協議</b>するものとする。</p> <p>3 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法-<del>(昭和 45 年法律第 48 号)</del>第 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	<p><b>変更</b></p>
			<p>(略)</p>
	<p><b>第 2 節 照 査</b></p>	<p><b>第 2 節 照 査</b></p>	
<p>新:30 旧:28</p>	<p><b>1. 2. 1 設計図書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、<u>自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る</u>設計図書の照査を行い、計算書等照査報告書を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に<b>設計図書</b>の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、各種要領等については、受注者が備えるものとする。</p>	<p><b>1. 2. 1 設計図書等の照査</b></p> <p>1 受注者は、監督職員が必要と認めた場合は、設計図書等の照査を行い、計算書等照査報告書を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に<b>設計図書</b>の原図もしくは電子データを貸与することができる。ただし、<del>補修工事共通仕様書、土木工事共通仕様書、土木材料共通仕様書</del>その他各種要領等<b>販売されているもの</b>については、受注者が備えるものとする。</p>	<p><b>変更</b></p>
			<p>(略)</p>
	<p><b>第 4 節 施工管理</b></p>	<p><b>第 4 節 施工管理</b></p>	
			<p>(略)</p>
<p>新:32 旧:30</p>	<p><b>1. 4. 3 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を<b>提出</b>しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。</p> <p>(1) 補修工事概要</p> <p>(2) 現場組織図</p> <p>(3) 緊急時の体制（連絡体制含む）</p> <p>(4) 仮設備計画</p> <p>(5) 保安設備</p> <p>(6) 主要材料（品名、規格、製造業者名を記載する。）</p> <p>(7) 主要機械</p> <p>(8) 施工計画</p> <p>(9) 土砂等搬送計画</p> <p>(10) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 安全衛生管理</p> <p>(13) 防災対策計画</p> <p>(14) 社内検査体制（工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。）</p>	<p><b>1. 4. 3 施工計画書</b></p> <p>1 受注者は、契約後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した「施工計画書」を<b>提出</b>しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、緊急応急作業及び積雪凍結対策作業については、別途当該各章に規定する施工計画書を作成するものとする。</p> <p>(1) 補修工事概要</p> <p>(2) 現場組織図</p> <p>(3) 緊急時の体制（連絡体制含む）</p> <p>(4) 仮設備計画</p> <p>(5) 保安設備</p> <p>(6) 主要材料（品名、規格、製造業者名を記載する。）</p> <p>(7) 主要機械</p> <p>(8) 施工計画</p> <p>(9) 土砂等搬送計画</p> <p>(10) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 安全衛生管理</p> <p>(13) 防災対策計画</p> <p>(14) 社内検査体制（工種毎の検査責任者及び検査項目を記載する。）</p>	<p><b>変更</b></p>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>(15) 品質出来形管理体制  (16) 建設廃棄物処理計画  (17) その他必要と認められる事項 (ETC 業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該補修工事に着手する前に「変更施工計画書」を<b>提出</b>しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更施工計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を<b>差し込む</b>こと。併せて、作業計画書に<b>差し込んだ</b>ことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、各工種毎の施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の<b>承諾</b>を得て、「施工計画書」又は「変更施工計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>(15) 品質出来形管理体制  (16) 建設廃棄物処理計画  (17) その他必要と認められる事項 (ETC 業務用カードの管理等)</p> <p>2 受注者は、「施工計画書」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該補修工事に着手する前に「変更施工計画書」を<b>提出</b>しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について「変更施工計画書」の差替えを行い、合わせて削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を<b>差替える</b>こと。併せて、作業計画書に<b>差替えた</b>ことがわかるよう整理すること。</p> <p>3 受注者は、各工種毎の施工体制、細部計画等補修工事の進捗にあわせて施工計画を立てる必要がある場合には、監督職員の<b>承諾</b>を得て、「施工計画書」又は「変更施工計画書」を分割することができる。ただし、この場合においても当該工種の施工に着手する前に<b>提出</b>しなければならない。</p>	
			(略)
<p>新:33  旧:31</p>	<p><b>1. 4. 5 施工法の承諾</b></p> <p><u>1</u> 受注者は、「<b>施工指示書</b>」において施工法に関し監督職員の<b>承諾</b>を得ることと指定された事項については、「<b>施工法承諾申請書</b>」を作成し、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><u>2</u> <b>受注者は、建設現場の生産性向上を目的として、監督職員と協議の上、ICT等を活用することができる。この場合、活用の内容について、「施工計画書」もしくは「作業計画書」に記載しなければならない。</b></p>	<p><b>1. 4. 5 施工法の承諾</b></p> <p>受注者は、「<b>施工指示書</b>」において施工法に関し監督職員の<b>承諾</b>を得ることと指定された事項については、「<b>施工法承諾申請書</b>」を作成し、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<b>追加</b>
<p>新:34  旧:32</p>	<p><b>1. 4. 6 作業計画書</b></p> <p>1 受注者は、<b>設計図書</b>に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め<b>指示</b>したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「<b>作業計画書</b>」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「<b>作業計画書</b>」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「<b>変更作業計画書</b>」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><u>3</u> <b>作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。</b></p> <p><u>4</u> 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に<b>差し込む</b>こと。</p>	<p><b>1. 4. 6 作業計画書</b></p> <p>1 受注者は、<b>設計図書</b>に定めがあるとき又は監督職員が必要と認め<b>指示</b>したときは、当該作業着手前に、作業順序、作業方法、社内検査体制等の詳細を記載した「<b>作業計画書</b>」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2 受注者は、「<b>作業計画書</b>」の内容に変更が生じた場合には、その都度当該作業着手前に「<b>変更作業計画書</b>」を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><del>3</del> 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に<b>作業計画書を差替える</b>こと。</p>	<b>変更</b>
<p>新:34  旧:32</p>	<p><b>1. 4. 7 施 工</b></p> <p>1 受注者は、<b>施工指示書</b>、施工計画書及び作業計画書を遵守し補修工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工部分が<b>設計図書</b>に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して<b>報告</b>し、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあっては「<b>道路工事等協議書</b>」に従い補修工事等を施工し、高速道路外の道路にあっては、補修工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「<b>道路使用許可申請書</b>」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して補修工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において補修工事を施工するときは、「<b>道路工事等協議書</b>」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあっては「<b>道路使用許可書</b>」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の<b>指示</b>に従うこと。</p> <p>5 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造物、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。</p> <p><u>6</u> <b>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。</b></p>	<p><b>1. 4. 7 施 工</b></p> <p>1 受注者は、<b>施工指示書</b>、施工計画書及び作業計画書を遵守し補修工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>2 受注者は、補修工事の施工部分が<b>設計図書</b>に不適合であることを発見した場合は、直ちに「工事打合せ簿」にその内容を記載して<b>報告</b>し、監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>3 受注者は、首都高速道路上にあっては「<b>道路工事等協議書</b>」に従い補修工事等を施工し、高速道路外の道路にあっては、補修工事等の施工に先立ち、道路管理者との協議回答及び「<b>道路使用許可申請書</b>」による所轄警察署の許可を受け、かつ、その回答及び許可条件を遵守して補修工事を施工しなければならない。</p> <p>4 受注者は、首都高速道路上において補修工事を施工するときは、「<b>道路工事等協議書</b>」の写し及び作業連絡の写し(当社から交付されたもの)を、高速道路外の道路にあっては「<b>道路使用許可書</b>」をそれぞれ携帯しなければならない。ただし、緊急を要する場合は監督職員の<b>指示</b>に従うこと。</p> <p>5 受注者は、工事で設置する構造物及び工作物について、その構造物、仕上げ材及び部品等が振動、老朽化等により落下する恐れのないように施工しなければならない。</p>	<b>追加</b>
			(略)
<p>新:36  旧:33</p>	<p><b>1. 4. 11 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「<b>工事週報・立会検査願</b>」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに<b>提出</b>しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による</p>	<p><b>1. 4. 11 工事週報等</b></p> <p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「<b>工事週報・立会検査願</b>」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに<b>提出</b>しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による</p>	<b>変更</b>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：補修工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p><b>提出</b>も可能とする。なお、<b>提出</b>されたものを<b>整備・保管</b>し、<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認</u>できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他監督職員が認めた<b>場合</b>には、<u>監督職員の承諾を受けた上で</u>、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び<b>提出</b>を省略することができる。</p> <p>3 第1項において、監督職員が認めた補修工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに<b>報告</b>しなければならない。なお、<b>報告</b>方法については、第1項の<b>提出</b>方法に準ずるものとする。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を<b>整備・保管</b>し、監督職員の<b>請求</b>があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>提出</b>も可能とする。なお、<b>提出</b>されたものを<b>整備・保管</b>し、<del>工事検査室工事検査課による検査時に確認</del>できるようにしなければならない。</p> <p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間及びその他<del>の補修工事</del>で、監督職員が認めた<b>工事</b>に<b>ついて</b>は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び<b>提出</b>を省略することができる。</p> <p>3 第1項において、監督職員が認めた補修工事については「工事週報・立会検査願」を省略することができる。</p> <p>4 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに<b>報告</b>しなければならない。なお、<b>報告</b>方法については、第1項の<b>提出</b>方法に準ずるものとする。</p> <p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を<b>整備・保管</b>し、監督職員の<b>請求</b>があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p>	
			(略)
<p>新:37 旧:34</p>	<p><b>1. 4. 14 環境保全</b></p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに<b>設計図書</b>の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され<b>また</b>は発生した場合は、直ちに<b>応急措置を講じ</b>監督職員に<b>連絡</b>しなければならない。<b>また</b>、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の<b>提示</b>を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><del>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</del></p> <p><del>5 受注者は、水中に工事中資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</del></p> <p><del>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</del></p> <p><del>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</del></p> <p><del>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事中排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事中排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事中排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</del></p>	<p><b>1. 4. 14 環境保全</b></p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに<b>設計図書</b>の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び補修工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され<b>又</b>は発生した場合は、直ちに<b>報告し</b>、監督職員<b>から指示があつたときは、それに従わ</b>なければならない。第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、補修工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の<b>提示</b>を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><del>4 受注者は、ディーゼル自動車の排出ガスに含まれる粒子状物質の削減を図るため、東京都が定める「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」や同様に神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市等が定める条例を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。</del></p> <p><del>5 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車又は建設機械を使用する場合は、JISが定める規格に適合した燃料油を使用しなければならない。また、調査のため自動車又は建設機械から燃料油を採取する際は、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</del></p>	<p><u>変更</u></p>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p><u>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</u></p> <p><u>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</u></p> <p><u>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例</u> (平成 12 年 12 月 22 日条例第 215 号)</p> <p><u>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例</u> (平成 9 年 10 月 17 日条例第 35 号)</p> <p><u>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年 7 月 17 日条例第 57 号)</u></p> <p><u>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例(平成 14 年 3 月 26 日条例第 2 号)</u></p> <p><u>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</u></p> <p><u>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</u></p> <p><u>(1)グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</u></p> <p><u>(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</u></p>		
新:39 旧:35	<p><b>1. 4. 16 支給材料及び貸与品</b></p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第 13 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補修契約書第 13 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、<b>設計図書</b>に記載がない場合は、監督職員の<b>指示</b>によらなければならない。</li> <li>受注者は、補修契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を<b>提出</b>しなければならない。</li> <li>受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</li> <li>受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。</li> <li>受注者は、支給材料又は貸与品については、<b>設計図書</b>で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</li> <li>受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を<b>提出</b>し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</li> <li>受注者は、貸与鋼材の使用にあたって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を<b>提出</b>し、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</li> <li>受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、<b>当社制定</b>の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</li> <li>受注者は、補修契約書第 13 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を<b>提出</b>し、監督職員の<b>指示</b>を受けなければ</li> </ol>	<p><b>1. 4. 16 支給材料及び貸与品</b></p> <p>支給材料及び貸与品については、補修契約書第 13 条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補修契約書第 13 条第 1 項に規定する「引渡場所」について、<b>設計図書</b>に記載がない場合は、監督職員の<b>指示</b>によらなければならない。</li> <li>受注者は、補修契約書第 13 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を<b>提出</b>しなければならない。</li> <li>受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</li> <li>受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。</li> <li>受注者は、支給材料又は貸与品については、<b>設計図書</b>で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。</li> <li>受注者は、毎月 5 日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を<b>提出</b>し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。</li> <li>受注者は、貸与鋼材の使用にあたって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を<b>提出</b>し、監督職員の<b>承諾</b>を得なければならない。</li> <li>受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</li> <li>受注者は、補修契約書第 13 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を<b>提出</b>し、監督職員の<b>指示</b>を受けなければ</li> </ol>	(略)  <b>追加</b>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	ならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	ならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	
			(略)
	<b>第 5 節 安全衛生管理</b>	<b>第 5 節 安全衛生管理</b>	
新:41 旧:37	<p><b>1. 5. 1 一般</b></p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）<u>や騒音障害防止のためのガイドライン(労働省 平成 4 年 10 月)</u>を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日改正）（以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に補修工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事現場の<u>現場環境改善</u>を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p> <p><u>4 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</u></p>	<p><b>1. 5. 1 一般</b></p> <p>1 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成 5 年 1 月 12 日）を遵守するとともに、当社制定の「土木工事安全衛生管理指針」及び「建設機械施工安全技術指針」（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日改正）（以下、「土木工事安全衛生管理指針等」という。）を参考にして、常に補修工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。なお、上記指針は当該補修工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>2 受注者は、補修工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となる行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p>3 受注者は、補修工事現場の<u>イメージアップ</u>を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。</p>	<u>変更</u>
新:41 旧:37	<p><b>1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</b></p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおりに補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの<u>確認</u>をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<u>指示</u>すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、<u>報告</u>するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が<u>請求</u>した場合及び<u>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時</u>に<u>提示</u>すること。<u>提示</u>のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の<u>承諾</u>を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p>	<p><b>1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者</b></p> <p>1 受注者は、1.1.16 に規定する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐させなければならない。</p> <p>2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。</p> <p>(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) 毎月 1 回以上補修工事現場内外を巡視して補修工事現場の状況を把握し、「施工計画書」のとおりに補修工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの<u>確認</u>をすること。</p> <p>(6) 補修工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、統括安全衛生責任者に速やかに処置を<u>指示</u>すること。</p> <p>(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、安全衛生に必要な業務を行うこと。</p> <p>(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。</p> <p>3 統括安全衛生責任者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、直ちに処置し、その結果をとりまとめた上で監督職員に<u>報告</u>しなければならない。</p> <p>(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは労働者等を補修工事現場周辺から退去させ、<u>報告</u>するとともに関係機関に連絡しなければならない。</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場又は補修基地に常駐し、労働安全衛生法第 15 条の 2 及び第 30 条第 1 項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</p> <p>(1) 補修工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が<u>請求</u>した場合及び<u>工事検査室工事検査課による検査時</u>に<u>提示</u>すること。<u>提示</u>のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の<u>承諾</u>を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p>	<u>変更</u>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：補修工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容
	<p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<b>協議</b>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し<b>通知</b>するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	<p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場又は補修基地に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</p> <p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と<b>協議</b>の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し<b>通知</b>するものとする。</p> <p>7 受注者は、補修工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	
			(略)
	<b>第6節 監督職員が行う検査</b>	<b>第6節 監督職員が行う検査</b>	
			(略)
新:50 旧:46	<p><b>1. 6. 6 立会の省略</b></p> <p>現場監督員がやむを得ず<b>立会</b>を行うことができない場合には、当該<b>立会</b>を省略することができる。この場合において、事前に実施した<b>受注者</b>の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができるものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p>	<p><b>1. 6. 6 立会の省略</b></p> <p>現場監督員がやむを得ず<b>立会</b>を行うことができない場合には、当該<b>立会</b>を省略することができる。この場合において、事前に実施した<b>請負者</b>の現場社内検査（自主検査）をこれに替えることができるものとする。なお、受注者は、社内検査の結果及び写真等の資料を整備し、現場監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p>	<u>変更</u>
			(略)
	<b>第2章 材料</b>	<b>第2章 材料</b>	<u>変更</u>
	<b>第1節 一般事項</b>	<b>第1節 一般事項</b>	
			(略)
新:55 旧:51	<p><b>2. 1. 2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</b></p> <p>1 受注者は、<b>土木材料共通仕様書</b>や<b>設計図書</b>で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を<b>提出</b>し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、材料使用承諾申請書の<b>提出</b>にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 前項の試験を行うときは、監督職員の<b>立会</b>を受けなければならない。</p> <p>4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(2)新材料等の概要</p> <p>(3)施工実績</p> <p>(4)特徴</p> <p>(5)選定理由</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	<p><b>2. 1. 2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</b></p> <p>1 受注者は、<b>設計図書</b>で定められた以外の材料を使用する場合には、使用する前に理由を付した材料使用承諾申請書を<b>提出</b>し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>2 受注者は、材料使用承諾申請書の<b>提出</b>にあたっては、使用する材料の品質を証明する資料を添付しなければならない。品質を証明する資料として、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 前項の試験を行うときは、監督職員の<b>立会</b>を受けなければならない。</p> <p>4 第2項の試験方法については、土木材料共通仕様書第9章及びJISの規定に準じて行わなければならない。</p> <p>5 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p>(2)新材料等の概要</p> <p>(3)施工実績</p> <p>(4)特徴</p> <p>(5)選定理由</p> <p>(6)その他必要と認められる事項</p>	<u>変更</u>
	<b>第2節 工事材料の品質及び検査</b>	<b>第2節 工事材料の品質及び検査</b>	
			(略)
新:56 旧:52	<p><b>2. 2. 2 工事材料の検査</b></p> <p>1 受注者は、<b>設計図書</b>において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して<b>確認</b>した資料を検査時に<b>提示</b>し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書又は工事施工立会検査報告書に添付して、<b>整備・保管</b>し</p>	<p><b>2. 2. 2 工事材料の検査</b></p> <p>1 受注者は、<b>設計図書</b>において監督職員の検査を受けた上で使用すべきものと定められた材料については、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して<b>確認</b>した資料を検査時に<b>提示</b>し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書<b>又は工事施工立会検査報告書</b>に添付して、<b>整備・保管</b>し</p>	<u>変更</u>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成 30 年 07 月)	旧：補修工事共通仕様書(平成 29 年 02 月)	改訂内容
	<p>なければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するものとする。電子メールによる<b>提出</b>が困難な場合は、紙による<b>提出</b>も可能とする。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第 9 章及び JIS の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに<b>設計図書に定めがあるとき又は監督職員の指示があるときには</b>成分、品質、性能等を<b>確認</b>するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に<b>提示</b>し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書に添付し、<b>整備・保管</b>しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の<b>承諾</b>を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 受注者は、<b>設計図書</b>に定めがあるとき又は監督職員の<b>指示</b>があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員が<b>指示</b>した場合は、受注者は材料の抜き取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>(1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<b>設計図書</b>又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2 第 1 項に規定する手続きにより<b>提出</b>するものとする。</p> <p>5 監督職員の<b>立会</b></p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、<b>設計図書</b>に定めるとき又は監督職員から<b>指示</b>があったときは、監督職員の<b>立会</b>を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、2.2.2 の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管</p> <p>受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から<b>指示</b>された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査</p> <p>受注者は、2.2.2 の材料検査に不合格となったとき又は前条第 1 項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2 を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>の定め又は監督職員の<b>指示</b>があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を<b>整備・保管</b>し、監督職員の<b>請求</b>があった場合及び<b>しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>なければならない。なお、検査実施の依頼については、「工事週報・立会検査願」に検査希望日時を記入し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに<b>提出</b>するものとする。電子メールによる<b>提出</b>が困難な場合は、紙による<b>提出</b>も可能とする。</p> <p>2 材料検査は、品質及び数量について土木材料共通仕様書第 9 章及び JIS の規定に準じて行わなければならない。</p> <p>3 品質検査</p> <p>(1) 品質検査は、材料の品質及び規格と品質証明書、試験成績表、規格証明書等との照合検査及び外観、形状、寸法等の確認検査並びに成分、品質、性能等を<b>確認</b>するために必要な物理的又は化学的試験により行うものとする。</p> <p>(2) 受注者は、照合検査に必要な製造業者が発行する品質保証書、試験成績表、規格証明書等を検査時に<b>提示</b>し、検査終了後は、その資料を工事材料検査報告書<b>又は工事施工立会検査報告書のいづれかに</b>添付し、<b>整備・保管</b>しなければならない。この場合において、これらの証明書等がないときは、受注者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表をもってこれに代えることができる。なお、監督職員の<b>承諾</b>を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 受注者は、<b>設計図書</b>に定めがあるとき又は監督職員の<b>指示</b>があるときを除き、照合検査に合格したときは、物理的又は化学的試験を省略することができる。</p> <p>(4) 監督職員が<b>指示</b>した場合は、受注者は材料の抜き取りによる物理的又は化学的試験を行わなければならない。</p> <p>4 数量検査</p> <p>(1) 数量検査の方法は、土木材料共通仕様書に規定によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、<b>設計図書</b>又は土木材料共通仕様書に規定する数量検量方法について、検量により行われる材料の場合は工事材料検査により、出来形により行われる材料の場合は工事施工立会検査により受検しなければならない。なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、2.2.2 第 1 項に規定する手続きにより<b>提出</b>するものとする。</p> <p>5 監督職員の<b>立会</b></p> <p>受注者は、材料試験を行う場合において、<b>設計図書</b>に定めるとき又は監督職員から<b>指示</b>があったときは、監督職員の<b>立会</b>を受けなければならない。</p> <p>6 品質の保証</p> <p>受注者は、2.2.2 の規定により材料検査に合格した材料であっても、品質保証に係る受注者の責任を免除されない。</p> <p>7 材料の保管</p> <p>受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質等により工事材料の使用が不適当と監督職員から<b>指示</b>された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。</p> <p>8 再検査</p> <p>受注者は、2.2.2 の材料検査に不合格となったとき又は前条第 1 項の規定により材料を取り替えるときは、2.2.2 を準用して再検査を受けなければならない。</p> <p>9 材料の採取地</p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>の定め又は監督職員の<b>指示</b>があるときは、材料の使用前に、材料の採取地を<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>10 受注者は、工事材料検査<b>又は工事施工立会検査</b>の受検に当たっては、それぞれ工事材料検査報告書<b>又は工事施工立会検査報告書</b>に検査事項を記載した上で、受検しなければならない。検査終了後は、検査結果を<b>整備・保管</b>し、監督職員の<b>請求</b>があった場合及び<b>工事検査室工事検査課による検査時</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p>	(略)
	<b>第 4 章 標識補修工</b>	<b>第 4 章 標識補修工</b>	(略)
			(略)
新:64 旧:60	<p><b>4. 2 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 標識設置要領 <u>(平成 30 年 2 月)</u> 首都高速道路株式会社 標識標準図集 <u>(平成 30 年 2 月)</u></p>	<p><b>4. 2 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>首都高速道路株式会社 標識設置要領 <del>-(平成 19 年 12 月)-</del> 首都高速道路株式会社 標識標準図集 <del>-(平成 19 年 12 月)-</del></p>	<b>変更</b>

頁	新：補修工事共通仕様書(平成30年07月)	旧：補修工事共通仕様書(平成29年02月)	改訂内容		
	首都高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 (社) 日本道路協会	標識柱設計要領 (平成15年5月) 標識柱標準図集 (平成15年5月) 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	首都高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 (社) 日本道路協会	標識柱設計要領 (平成15年5月) 標識柱標準図集 (平成15年5月) 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	
					(略)
					(略)
新:72 旧:68	<b>6. 2 適用すべき諸基準</b> 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の <b>指示</b> を受けなければならない。 <u>首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領 (平成27年4月)</u> <u>日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)</u>	<b>6. 2 適用すべき諸基準</b> 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、下記の基準類によるが、改訂情報等を収集し常に最新版を使用しなければならない。なお、これらの基準類によりがたい場合は監督職員の <b>指示</b> を受けなければならない。 <del>首都高速道路株式会社 舗装設計施工要領(高架橋・トンネル編) (平成20年7月)</del> <del>(社) 日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)</del>		変更	
新:72 旧:68	<b>6. 3 一般事項</b> 1 受注者は、舗装補修の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について <b>報告</b> しなければならない。 3 受注者は、保安規制開始から舗装切削工の完了時間及び保安規制解除までの時間については、 <b>設計図書</b> に特に定めのない場合は、監督職員の <b>指示</b> を受けなければならない。 4 受注者は、交通開放に当たり、十分な締め固めを行い、また舗装表面温度は「 <b>舗装設計施工要領</b> 」の規定を満足するものとし、その温度を <b>報告</b> しなければならない。	<b>6. 3 一般事項</b> 1 受注者は、舗装補修の施工に当たっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。 2 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、応急処置を行い、速やかにその処置について <b>報告</b> しなければならない。 3 受注者は、保安規制開始から舗装切削工の完了時間及び保安規制解除までの時間については、 <b>設計図書</b> に特に定めのない場合は、監督職員の <b>指示</b> を受けなければならない。 4 受注者は、交通開放に当たり、十分な締め固めを行い、また舗装表面温度は「 <del>舗装設計施工要領(高架橋・トンネル編)</del> 」の規定を満足するものとし、その温度を <b>報告</b> しなければならない。		削除	
新:72 旧:68	<b>6. 4 材料</b> 受注者は、舗装補修工事で使用する材料については、第2章 材料並びに「 <b>舗装設計施工要領</b> 」の規定によらなければならない。	<b>6. 4 材料</b> 受注者は、舗装補修工事で使用する材料については、第2章 材料並びに <del>舗装設計施工要領(高架橋・トンネル編)</del> の規定によらなければならない。		変更	
新:72 旧:68	<b>6. 5 舗装切削打換え工</b> 1 舗装切削工の施工については、土木工事共通仕様書 <u>43.3.1 舗装切削工</u> の規定によるものとする。 2 受注者は、舗装打換え工の施工については、「 <b>舗装設計施工要領</b> 」及び土木工事共通仕様書 <u>43.3.4 表層・基層工</u> の規定によるものとする。	<b>6. 5 舗装切削打換え工</b> 1 舗装切削工の施工については、土木工事共通仕様書 <del>43.5 舗装切削工</del> の規定によるものとする。 2 受注者は、舗装打換え工の施工については、 <del>舗装設計施工要領(高架橋・トンネル編)</del> 及び土木工事共通仕様書 <del>43.8 舗設工</del> の規定によるものとする。		変更	
新:72 旧:68	<b>6. 6 舗装補修応急処理工</b> 1 受注者は、舗装補修応急処理工の施工に当たり、パッチングの施工については、施工時期、箇所等について監督職員より <b>指示</b> を受けるものとする。 2 受注者は、舗装補修応急処理工の施工については、「 <b>舗装設計施工要領</b> 」の規定によらなければならない。	<b>6. 6 舗装補修応急処理工</b> 1 受注者は、舗装補修応急処理工の施工に当たり、パッチングの施工については、施工時期、箇所等について監督職員より <b>指示</b> を受けるものとする。 2 受注者は、舗装補修応急処理工の施工については、舗装設計施工要領 <del>(高架橋・トンネル編)</del> の規定によらなければならない。		変更	
					(略)

【資料編】

【資料編】

各技術者等の選定及び兼任表

各技術者等の選定及び兼任表

新:資料 1  
旧:資料 1

各技術者等の選定及び兼任表

各技術者等の選定及び兼任表

変更

本人に対する他の技術者等					兼任の可否													
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理				
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
																		元請負者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×	
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	△	×	
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理代理者(元方安全衛生監理者が職務を遂行できないときには常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	○	×	×	
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	×	×	×	
		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	×	×	×	
		元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる  
△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる  
×：兼任できない

本人に対する他の技術者等					兼任の可否													
					施工管理			安全管理				照査管理		設計管理				
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	
																		元請負者
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○	○	○	×	
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	×	
	専門技術者(専任)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
専任技術者(常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	×	
	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
安全管理	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	△	×	
		混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	元方安全衛生管理者(専任)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
元方安全衛生管理代理者(常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	
		元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる  
△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる  
×：兼任できない